

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告  
(温泉掘削等許可について)

平成28年3月16日  
くらしの安心推進課

平成26年度第3回鳥取県環境審議会(平成27年1月8日開催)以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

温泉掘削等許可について

温泉法(法律第125号)に基づく温泉の掘削等の許可申請を受け、同法第32条に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの。

(1) 平成26年度 第3回 温泉・地下水部会(平成27年1月30日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉の ゆう出路 の増掘	岩美町 浦富	浴用 (マンションの共同 浴場に配湯)	15 cm	—	—	許可が適当とする。
			1,000 m (当初 800 m)	—		

(2) 平成27年度 第1回 温泉・地下水部会(平成27年6月2日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉の ゆう出路 の増掘	湯梨浜町 引地	浴用 (旅館に配湯)	10 cm (当初 7.6 cm)	—	—	許可が適当とする。
			55 m	—		
動力の 装置			—	2.2 kw (当初 0.19 kw)	—	許可が適当とする。
			—	地上から -18 m		

(3) 平成27年度 第2回 温泉・地下水部会(平成27年10月2日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉の ゆう出路 の掘削	伯耆町 真野	浴用 (保養所への配湯)	31.12 cm	—	—	許可が適当とする。 ただし、動力装置許可申請時には伯耆町丸山内にある既存源泉への影響調査を実施した結果を報告すること。
			1,500 m	—		

(3) 平成27年度 第2回 温泉・地下水部会 (平成27年10月2日開催) (前ページからの続き)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
動力の装置	三朝町 山田	浴用 (自家使用)	— —	0.25 kw 地盤面から -1.0 m	11.7 L/min	許可が適当とする。 ただし、温度、揚湯量等 に変化が生じた場合は県 に報告すること。
動力の装置	境港市 大正町	浴用 (ホテル大浴場及び 足湯への配湯)	—	11kw	24 L/min	

(4) 平成27年度 第3回 温泉・地下水部会 (平成27年12月8日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉の ゆう出路 の掘削	湯梨浜町 はわい 温泉	熱源利用 (上水加温のための 熱交換器への配湯)	10.0 cm	—	—	許可が適当とする。
動力の 装置			66 m	—		
温泉の ゆう出路 の掘削		浴用 (旅館への配湯)	—	2.7 kw	82 L/min	許可が適当とする。
			—	地盤面から -36 m		
動力の 装置		10.0 cm	—	—	許可が適当とする。	
—		57 m	—			
—	—	2.2 kw	75 L/min	許可が適当とする。 ただし、揚湯量は64リ ットル/分以下とする。		
—	—	地盤面から -32 m				

◇参考

別紙1 温泉法 (抜粋)

## 温泉法(抜粋)

昭和23年7月7日

法律第125号

## (土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

## (許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

## (増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

## (審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。